

## 第1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 第2 改正の概要

出入国管理及び難民認定法施行令及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第 号）による改正後の出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）第25条第2項第4号の「前二号に準ずる者として法務省令で定めるもの」として、

- ① 特定活動の在留資格への変更を受ける者で、次のいずれかの活動を特に指定されるもの
  - イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
  - ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
- ② ①イ又はロに掲げる活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもって在留する者で、在留期間の更新を受けるもの

を定めるほか、在留資格の変更等の申請が電子申請により行われた場合のこれらの許可に係る手数料の納付の方法を定めるなど所要の改正を行う。

## 第3 根拠条項

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第69条第2項、入管法施行令第25条第2項第4号

## 第4 今後の予定

施行期日：改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日（令和8年10月1日）